第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 モニタリングの高度化に向けた取組み

I モニタリングを巡る最近の動き

新しい検査・監督を実現するために「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月公表)で基本的な考え方と進め方を整理し、2019年12月に検査マニュアルを廃止した。

検査マニュアル廃止後の検査・監督は、金融機関との対話のための材料となる文書として、分野別の「考え方と進め方」(ディスカッション・ペーパー)等を順次公表しており、これまで、コンプライアンス・リスク管理態勢、健全性政策、IT ガバナンス、融資、気候変動対応の5つのディスカッション・ペーパーを公表してきた。

今後は、モニタリングの高度化に向け、対話手法等の定着を図る。

金融機関に対する検査については、コロナの中、金融機関との意思の 疎通と適切な認識共有を目指し、対面とリモート手法を使い分けるとと もに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行った。

Ⅱ 日本銀行との連携

日本銀行との連携については、2021 年 3 月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取組みを進めた。

また、こうした取組みの実効性を継続的に確保するため、金融機関との意見交換会を開催し、これまでの連携強化の取組みの評価とともに、更なる負担軽減の要望などを聴取した。

金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組みを更に深化させていく。

第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、総合政策局・監督局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング(立入検査)とオフサイト・モニタリング(ヒアリングや資料の徴求等)を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。2021 事務年度は、金融庁全体の方針として、「2021 事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

Ⅱ 金融行政方針に基づく 2021 事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、「2021事務年度金融行政方針~コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ~」においては、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

- 1. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする
- 2. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する
- 3. 金融行政をさらに進化させる

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の取組みを行った。

1. 預金取扱金融機関

- (1) 大手銀行グループ
 - 大手銀行グループにおける経営上重要な課題について、通年・専担検査の枠組み等を通じ、対話を行った。その際、各グループに共通する課題については、データに基づく分析結果やヒアリングにより取得した情報を横断的に比較検証することにより、各グループの実務等の特徴を把握した上で、対話を行った(水平レビューの実施)。また、各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。なお、2021 事務年度の通年・専担検査の対象となるグループは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの9グループである(詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載)。

(2) 地域金融機関

○ 地域金融機関における経営改革に向けた取組みについて、丁寧に対話を 行い、それぞれの取組みを支援した。また、コロナの影響長期化、地政学 的なリスクの高まり、金利上昇等により、刻々と変化する金融経済情勢を 注視し、それらが地域金融機関に及ぼす影響を踏まえ、金融仲介機能の発 揮状況、信用リスクや有価証券運用の管理状況などについて、必要に応じ て検査等も活用し、モニタリングを実施した(詳細は第9章第3節「預金 取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載)。

2. 保険会社

○ 人口減少や低金利環境の継続、自然災害の激甚化や自動車保険市場の縮小、 デジタル化の進展等の事業環境の変化を踏まえ、ビジネスモデル、グループガ バナンス及び自然災害への対応等についてモニタリングを実施した(詳細は第 11 章第3節「保険会社に対する金融モニタリング」に記載)。

3. 金融商品取引業者等

○ 大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客を第一に考えたサービス・商品の提供や、そのための業務運営態勢の構築、形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮について、経営陣等との深度ある対話を中心にモニタリングを行った。

技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等により、金融取引がより複雑化する中、金融機関の直面するマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)に係るリスクも変化している。

2021年8月、金融活動作業部会(FATF)は、第四次対日相互審査報告書を公表した。報告書では、日本のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策(以下、「マネロン対策等」という。)の成果は上がっているとの評価を得たものの、同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関に対する監督や、マネロン等にかかる捜査・訴追等において優先的に取り組むべきとされ、「重点フォローアップ国」との評価となった。

当該報告書の公表を契機として、政府は今後3年間のマネロン対策等に関して実行する政策と期限を定めた「政府行動計画」を策定・公表している。同計画も踏まえ、官民が連携して、我が国のマネロン対策等の強化に引き続き取り組んでいく必要がある。

金融庁では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)や「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」を策定・公表し、各金融機関に対し、ガイドラインで対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備することを要請している。

更に、リスクベースでの検査・監督の強化の一環として、リスクが高い業態から優先的に、マネロン等リスク管理態勢に焦点を当てた検査を集中的に実施している。検査の結果、金融機関においては、2024年3月末を目標に態勢整備が順次進められ、全体的な態勢の水準は高度化していると認められるものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組みに遅れが見られる金融機関も存在している。

また、各金融機関が取引モニタリングシステム等を共同利用することによりマネロン等対策の高度化・効率化を検証する実証事業の結果を踏まえて、全国銀行協会等において、共同システムの実用化に向けた検討が進められており、金融庁は当該検討の支援を行った。加えて、金融庁は、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」において議論された結果を踏まえ、2022年3月、為替取引分析業の創設等を含む「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」を国会に提出し、同年6月に成立した。(法律の詳細は、第2部第4章第1節参照)

このほか、金融機関がマネロン対策等を円滑に進めるためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁は、業界団体と連携して、金融機関におけるマネロン対策等の必要性等を情報発信している。特に、継続的顧客管理の更なる理解・浸透を図るため、業界団体と連名のチラシの作成、インターネット広告の配信や、政府広報オンライン HP での継続的顧客管理に係る特集ページの掲載や FM ラジオにおける CM の配信等の政府広報を実施した。

上記のモニタリング結果や取組みの詳細は、「マネー・ローンダリング・テロ資金 供与・拡散金融対策の現状と課題(2022年3月)」(2022年4月8日公表)を参照。

第4節 IT ガバナンス、システムリスク管理態勢及びサイバーセキュリティ

1. IT ガバナンスに関する対話及びシステム統合等のモニタリング

2019 年6月に「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を策定・公表して以降、金融機関との対話を進めている。2021 事務年度は、アンケート及び個別ヒアリングを行い、①DX に関する取組み状況、② IT 人材の確保・育成、③共同センターの次世代構想、について実態調査・分析を進めた。こうした調査結果や課題について、金融機関との間で共有を図り、金融機関の IT ガバナンスの発揮に繋げていくため、レポートとして取りまとめ公表した(2022 年6月)。

また、「金融機関の IT ガバナンスに関する実態把握結果(事例集)」においては、 調査等を通じて得られた参考事例を反映するとともに、ベストプラクティスの探 求に向けて参考になると考えられる視点を追加し、公表した(2022 年 6 月)。

このほか、システム統合・更改のプロジェクトを進めている金融機関に対しては、過去事例等から問題が生じやすい点について気付きを促し自主的な改善を支援することに重点を置きつつ、リスクに応じたモニタリングを実施した。

2. システムリスク管理態勢の強化

金融機関においてシステム障害が発生した場合には、原因や改善策についてモニタリングを実施するとともに、重大な顧客被害やシステムリスク管理態勢に問題がみられる場合は検査を含め重点的に検証するなど、金融機関へシステムリスク管理態勢の強化を促した。

また、金融機関に対し、システムリスク管理上における課題への自律的な改善を促すために、システム障害報告やヒアリング等によりシステム障害の傾向や原因を取りまとめ分析した結果、認められた課題や事例等をレポートとして公表した(2022年6月)。

3. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

高度化するサイバー攻撃の脅威に対応するため、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針(Ver. 3.0)」を公表した(2022 年2月)。本方針では、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢の強化のため、当庁によるモニタリング・演習の高度化を図ることのほか、新たなリスクへの備えとして、サイバーハイジーンの徹底やサイバーレジリエンスの強化、経営陣の積極的な関与の下でのサイバーセキュリティの強化(人材育成を含む)等を掲げている。

特に、金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた平時の対応に関して、3 メガバンクのサイバーセキュリティ管理態勢については、サイバー攻撃の脅威動 向の変化や海外大手金融機関における先進事例を参考としつつ、通年検査の一環 として日本銀行との共同調査を通じて検証した。

地域金融機関に対しては、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性に着目した 検査等を実施するとともに、サイバーセキュリティの自律的な高度化を促すため、 日本銀行及びFISC と共同して、地域金融機関向けにサイバーセキュリティに関する自己評価ツールを開発した。

また、有事における対応に関して、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VI)」を実施し、参加金融機関におけるインシデント発生時の顧客対応や部門間及び組織外部との連携の実効性等を確認するとともに、技術的な対応能力についても確認した。

さらに、国際的な議論への貢献・対応として、G 7 やG20 といった国際的な場でもサイバーセキュリティ確保に向けた取組みを進めた。2021 年 11 月には、G7 財務大臣・中央銀行総裁会議において、サイバーセキュリティに関する議論が行われた。

加えて、国内外の情勢を踏まえたサイバー攻撃のリスクの高まりを踏まえ、関係省庁と連携し、当庁から金融機関に対して、サイバーセキュリティ対策の強化に関する注意喚起を行った(2022年2月、3月、4月)。

第5節 業態横断的な金融モニタリング

1. 金融機関における顧客本位の業務運営について

当庁は、国民の安定的な資産形成の実現に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」という。)を提示し、より良い取組みを行う金融機関が顧客から選択されるメカニズムの実現を期待しており、金融事業者に対して、「顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保に繋げていくことを目指す」ことを求めている。

これを受けて、当庁では、金融機関が、顧客本位の業務運営の実現に向けて、 自ら主体的に創意工夫を発揮しているか否か、顧客本位と整合的ではない業務運 営を行っていないかといった観点から継続的にモニタリングを実施したところ、 積立投資信託の保有顧客数の増加や、販売時収益中心の業績評価体系の見直しなど、顧 客本位の実現に向けた様々な創意工夫が見受けられた。

一方、顧客が金融機関の創意工夫を必ずしも認識していないことや、販売会社における預り資産残高が全体として横ばいとなっているなど、「貯蓄から資産形成」が具体的な成果として十分に表れていない面も見受けられた。

こうした状況を踏まえ、当庁では、金融機関に対して、顧客本位の業務運営と業務の持続性を両立させるためのビジネスモデルや経営戦略の検討と実施の状況や、顧客への販売プロセスが実際に取組方針に基づき提供されているかなどについて、金融機関の本部と対話を行うとともに、営業現場での取組内容の把握にも努めた。

これらの活動の中で把握した事実や課題等については、分析を行った上で、2022 年6月に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果 について」において公表した。(別紙1参照)

2 コンプライアンス (コンダクト)・リスク管理上の課題と取組み

コンプライアンス(コンダクト)・リスク管理については、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方」(以下、「基本方針」という。)に基づき、具体的な事例や、そこから抽出される課題などについて、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」といった形で公表などを行ってきているほか、当局に寄せられる苦情等の傾向について分析を行った。

また、銀証ファイアーウォール規制の緩和を踏まえ、優越的地位の濫用防止、 利益相反管理、顧客情報管理に係る態勢整備状況について重点的にモニタリング を行うための情報を収集するため、金融庁ウェブサイト上に「優越的地位の濫用 防止に係る情報収集窓口」を設置した(2022 年 6 月)。

3. 金利指標改革への対応(LIBORの恒久的な公表停止に向けた対応)

ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) は、米ドルの一部テナー (期間) を除き、パネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出する LIBOR については、2021 年 12 月末をもって公表が停止された。また、米ドルについては、2021 年 12 月末に公表が停止されたテナー以外のテナーも、2023 年 6 月末をもって公表を停止する旨が LIBOR 運営機関より公表されている。

LIBOR は、我が国においても、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な者に利用されていることから、公表停止時期を意識して、円LIBORから代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行と連携して、以下に取り組んだ。

なお、下記第3回 LIBOR 利用状況調査の結果により、2021 年 12 月末に公表が停止された LIBOR を参照する契約については、移行対応が概ね完了したことを確認したとともに、2021 年 12 月末に公表停止された LIBOR を参照する残存契約や、20223 年 6 月末に公表停止予定の米ドル LIBOR らの移行対応について引き続きモニタリングを実施し、状況に応じた対応の徹底を金融機関に示していく方針を示した。

- ・ 日本円金利指標に関する検討委員会が2020年8月(2021年4月一部更新) に公表した本邦移行計画に則ったLIBORからの移行に向けた取組みについて、 モニタリングや情報発信等を通じて促進した。
- ・ 2020 年6月に発出した Dear CEO レターに基づき、本邦移行計画に則った 移行計画に基づく対応・進捗状況について定期的にヒアリングを行った。
- · 2021年11月1日、日本銀行と合同で実施した円LIBOR利用状況簡易調査(調査基準日:2021年9月末)の結果概要を公表した。
- ・ 2021 年 11 月 25 日、日本銀行と合同で、「日本円金利指標に関する検討委員会による『本邦におけるタフレガシーへの対応』に関する市中協議取りまとめ報告書を踏まえた今後の対応について」を公表した。
- ・ 2022年3月31日、日本銀行と合同で実施した第3回LIBOR利用状況調査(調査基準日:2021年12月末)の結果概要を公表した。

また、2021 年4月 26 日から確定値の公表が開始された東京ターム物リスク・フリー・レート(TORF、トーフ)について、特定金融指標(注)算出者である(株)QUICK ベンチマークスの業務規程を、2021 年10月 26日、金融商品取引法に基づき認可した。

(注) 信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼす おそれのある金融指標

東京銀行間取引金利(TIBOR)については、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組みをフォローアップし、議論に貢献した。また、特定金融指標の欧州域内利用に関しては、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマ

一クに対する猶予期間の延長を踏まえ、欧州委員会と、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続した。

4. 有価証券運用

本邦で緩和的な金融環境が継続する中、様々な業態の金融機関において、有価証券運用に関するリスクテイクの拡大が見られている。市場変調時における個別金融機関の健全性確保及び金融システム全体の安定性確保に向けた知見を集約する観点から、2021 事務年度に、総合政策局において、大手銀行グループのほか大手生命保険会社及び一部の地域銀行も対象に、有価証券運用に係るリスク管理についての業態横断的なモニタリングを行う体制を整備した。

具体的には、それぞれの金融機関との間で、その規模やリスクテイクの状況に 応じた対話を実施した。

大手銀行グループ及び大手生命保険会社については、米国等における金融政策の転換に伴う局面変化の中で、経済・市場環境の見通しやリスク認識、これに基づく有価証券運用方針、リスク管理態勢等に関して対話を行い、大手銀行グループに対しては、急速な市場環境の変化に即したリスクコントロール実現のための態勢整備等を促した。

また、一部の地域銀行については、各行を取り巻く経営環境に係る分析を踏まえつつ、有価証券のポートフォリオの構築や管理態勢について対話を行い、その結果を踏まえ、更なる高度化に向けた態勢整備等を促した。

1. 全体のポイント

■ 本資料の目的

投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営に関して、主要な販売会社等における実践状況や取組方針等の開示 状況等に係るモニタリング結果を整理したもの。

■ モニタリング対象先

・リスク性金融商品の預り資産残高が多い販売会社を中心に選定(主要行等10行、地域銀行26行、証券会社12社など)

■ ポイント

- ✓ 販売会社の中には、顧客セグメントを意識した経営戦略に基づく創意工夫を実践している先がある。こうした一部の販売会社に対する顧客による選択のメカニズムは実現し始めている。
- ✓ 一方で、販売態勢面での実践や取組方針等の「見える化」に課題が残っている販売会社も多い。背景には、顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいないことが影響している可能性。
- ✓ 仕組債のように、中長期的な資産形成を目指す一般的な顧客ニーズに即しているとは考えにくい商品・サービスが、限定した顧客に絞って販売する態勢が整っていないなど、経営レベルでの検討が必要。

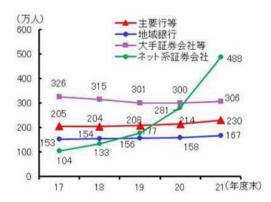
2. 今後のモニタリング等において重要な点について(全体版6章参照)

- 来事務年度においては、次の観点を踏まえてモニタリング・対話等を行う。
- ✓ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において明確化・具体化しているか。
- ✓ 経営戦略に沿った取組が営業現場に定着し、成果が出ているか。
- ✓ 3線管理の中で、自らのビジネスモデルの有効性や適切性を検証する態勢が取られているか。
- ✓ 金融庁による苦情やデータの分析を踏まえたモニタリング

3. リスク性金融商品販売等にかかるビジネス概要 (全体版2章参照)

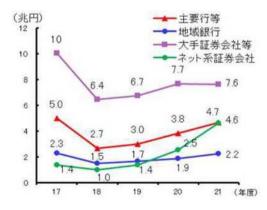
- 経営戦略・ビジネスモデル転換等に伴う実績
 - ✓ 投資信託の保有顧客数の増加など、貯蓄から資産形成への意識は一定程度広がっている。
 - ✓ 販売会社の経営戦略は、①顧客セグメント毎のアプローチ明確化、②フローからストックへの転換、 ③銀証連携の動きが一段と明確化
 - ✓ ネット系証券は低コストに基づく若年層の取り込みに奏功し、保有顧客数は顕著に増加
- 各業態が目指す経営戦略の実現に向けた課題
 - ✓ 銀行:対面の特性を活かした経営戦略の一段の具体化・銀証連携に伴う課題への対応
 - ✓ 大手証券会社:ストック収益に基づくビジネスモデルの一段の実践
 - ✓ ネット系証券会社:情報提供面での工夫を通じた顧客利便性の一段の向上

【投資信託の保有顧客数の推移】



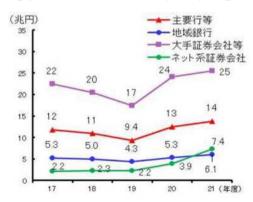
- (注1)有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行22行、大手証券会社等8社 (20年度以降は経営統合により7社)、ネット系証券会社5社を集計
- (注2)銀行の投資信託は、自行販売ベース
- (注3)対象は、年度末時点で残高のある個人顧客 (資料)金融庁

【投資信託の販売額の推移】



(注1) 有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行25行、大手証券会社等8社 (20年度以降は経営統合により7社)、ネット系証券会社5社を集計 (注2)銀行は、自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース (資料)金融庁

【投資信託の預り資産残高の推移】



(注1) 有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行24行、大手証券会社等8社 (20年度以降は経営統合により7社)、ネット系証券会社5社を集計 (注2)銀行にて販売した商品は、自行販売、仲介販売の合算ベース (資料)金融庁

4. 販売戦略・態勢整備および課題(全体版3章参照)

- (1) 顧客の意向確認と提案プロセス
 - ✓ 営業現場において、①提案ツールの活用、②顧客の運用資産全体を最適化する意識の定着に課題があり、資産全体の最適なポートフォリオの提案には必ずしも繋がっていない。
- (2) 商品選定プロセス
 - ① 営業現場での商品選定 / ② 本部による商品ラインアップの整備
 - ✓ <u>顧客に最善の商品を提供するために、明確なプロセスや仕組みを定めた上で商品選定を行い</u>、各 顧客に適した商品を提案することが求められる。
 - ③ インデックス投信の一物多価
 - ✓ 同一インデックス投信が併存する場合には、自社のHPの検索機能の充実、対面・非対面で手数料に差異がある場合には、その明示など、顧客への情報提供の在り方についての検討が望まれる。
- (3) フォローアップ
 - ✓ 長期分散投資の実現のために、販売後においても、① 定期的に顧客の意向を確認し、② 顧客の保有 資産全体を見ながら、③ ポートフォリオの最適化のための提案を行うことが望まれる。
- (4)業績評価
 - ✓ <u>自社の経営戦略と整合的な業績評価体系を整備し、営業現場に対し顧客本位の業務運営を動機付ける</u>ことが求められる。
- (5) 管理検証態勢
 - ✓ 顧客本位の業務運営に関する取組にあたっては、様々な指標を用いて現状を把握し、それを踏まえて 今後の取組の改善に繋げる、事後的な検証態勢(PDCAサイクル)の構築が重要。

5. 取組の「見える化」や情報発信等の現状と課題 (全体版4章参照)

(1)「金融審議会 市場ワーキング・グループ」報告書を踏まえた金融庁の対応

- ① 「顧客本位の業務運営に関する原則」に示されている内容ごとに対応した取組方針等を示していることが確認できた金融事業者を「金融事業者リスト」として公表(年4回) 総数:1,164 者
- ② 金融事業者の取組方針等に係る比較分析 ・・・ (3) 金融庁による取組方針等の比較分析と課題に記載

(2) 金融庁による金融事業者の取組方針等の好事例の考え方

金融事業者には、以下の観点から取組方針等の記載内容に係る検証を通じて、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を考える契機とすることを期待

- 顧客が金融事業者を選択するに当たり、分かりやすく有用な情報が示されているか。
- 「原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、営業員をはじめとする従業員が、「原則」を実践 するためにどのような行動をとるべきかが具体的に示されているか。 ★★★★★

また、策定 → 実践 → 振り返り → 次年度の取組の検討といった サイクルによる定期的な見直しを期待

取組結果の整理と 次年度の具体策等の策定

具体策の 業現場における実践

(3) 金融庁による取組方針等の比較分析と課題

主に銀行の取組方針等について、原則2~7の項目ごとに比較分析。引き続き、具体性に欠けるなどの多くの課題が認められたため、工夫事例や期待されるレベル感を提示

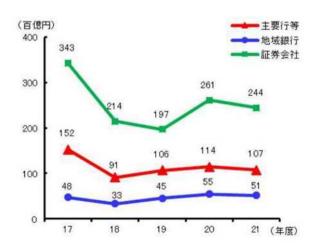
(4) 金融庁による一般向けの情報発信 引き続き、様々な媒体を活用し、情報発信することが重要

6. 個別商品の販売動向と課題(全体版5章参照)

■ 仕組債

- •現状:販売額は、ここ数年、EB債(個別株価連動型の仕組債)を中心に相応の規模
- 課題:中長期的な資産形成を目指す一般的な顧客ニーズに即した商品として、ふさわしいものとは考えにくい。
 - ① 商品性に関する問題点
 - ✓ 一般的な債券と異なり、当初予定の満期時に元本で償還される可能性が必ずしも高くないこと。
 - ✓ 十分な金融知識がないと、リスクやコスト見合いのリターンの理解が困難なこと。
 - ② 販売体制に関する問題点
 - ✓ 顧客が負担するコスト開示や他の運用商品との比較説明といった観点で、商品説明が不十分であること。
 - ✓ 顧客の最善の利益に資する真のニーズに応じた販売が行われていない可能性が高いこと。

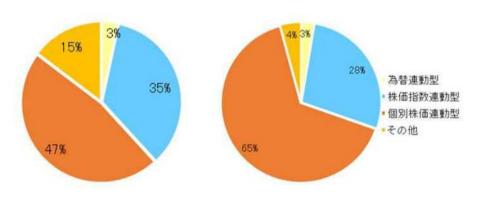
【仕組債の販売額の推移】



(注1)有効回答が得られた主要行等7行、地域銀行23行、証券会社6社を集計 (注2)銀行は仲介・紹介販売ベース。証券会社は、他社からの仲介・紹介含む。 (資料)金融庁

【仕組債の販売の種類別内訳】

(左:主要行等、右:大手証券会社等)

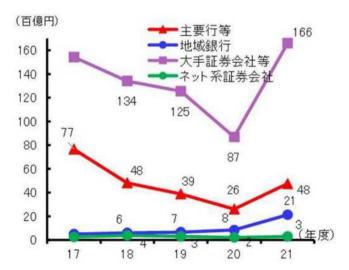


(注1)主要行等9行、大手証券会社等7行を集計 (注2)2021年度 (資料)金融庁

6. 個別商品の販売動向と課題(全体版5章参照)

- ファンドラップ・バランス型ファンド
 - ✓ ファンドラップの最低契約金額が低くなり小口化していく中で、顧客にとってファンドラップの投資一任運用に係る報酬とサービスの対価関係が不明確であり、その点についての説明が十分になされていない。
 - ✓ ファンドラップ・バランス型ファンドと共に、他の複数の商品を併せて保有する顧客の中には、ポートフォリオにおける両者の位置付けを不明確なまま組み込み、全体の最適化を図れていない例がある。
- 外貨建て一時払い保険
 - ✓ 運用の側面があるにも関わらず、他の運用商品との比較説明が行われておらず、顧客のポートフォリオ全体における位置付けが不明確

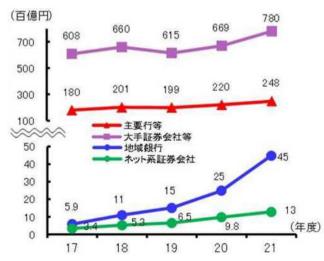
【ファンドラップの契約額の推移】



(注1)ファンドラップを取り扱っている主要行等5行、地域銀行12行、 大手証券会社等7社、ネット系証券会社2社を集計 (注2)自社販売ベース

(資料)金融庁

【 ファンドラップの預り資産残高の推移 】



(注1)ファンドラップを取り扱っている主要行等5行、地域銀行12行、 大手証券会社等7社、ネット系証券会社2社を集計

(注2)自社販売ベース (資料)金融庁

第6節 データ活用の高度化

I データを活用した多面的な実態把握

外部から購入した企業個社データ等を用いて、コロナが企業の財務等や金融機関に与える影響について、収益性、健全性の観点から分析を行った。分析の結果、コロナ前と比較して多くの業種で利益率の回復が見られる一方、一部の企業は、利益率の回復が遅れており、債務の負担感が残っている可能性が窺われることが明らかとなった。

Ⅱ データインフラ整備

モニタリングの高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行等と連携し、以下のとおり規制報告の一元化に取り組んだ。

- ① 計表の統合・廃止について、業界団体の要望も踏まえ、統計集計上の理由により対応困難等のものを除き、統合・廃止を決定の上、一部の計表については、廃止・修正を実施した。
- ② 提出先の一元化について、金融機関から提出を受ける計表ファイルを日本銀行や業界団体等と共有する受渡サーバを金融庁で開発し、2022 年4月から、同サーバを用いて一部共通計表のファイル受渡しを開始した。
- ③ 共同データプラットフォームの検討について、委託調査を通じて、海外におけるデータ収集・共有の枠組みを把握した。
- ④ 金融機関の負担を軽減する観点から、金融機関が保有する法人企業向け貸出 に係る明細データによる既存計表の代替可能性を検証する委託調査を実施 した。

第7節 早期是正措置・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨(別紙1参照)

1998年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、いわゆる業務改善命令、業務停止命令の1形態として、予め定めた是正措置命令を発動するものである(銀行法第26条第2項等)。

また、2019 年 3 月 31 日より、国際統一基準行(海外営業拠点(支店・現地法人)を有する銀行等をいう。以下同じ。)にあっては、自己資本比率の補完的指標として定めるレバレッジ比率についても、一定の水準を下回る場合、是正措置命令を発動することとした。

早期是正措置には、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、 などが期待される。
- (注)保険会社については、1999年4月に「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という基準を用いる早期是正措置を導入している。

【参考1】自己資本比率及びレバレッジ比率の算式

【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

	自己資本	比率	レバレッジ比率			
	国際統一基準行	国内 <u>基準</u> 行 (注)	国際統一基準行のみ	措置の内容		
第1	【普通株式等Ti	4%未満2%以	3%未満1.5%以上	経営改善計画(原		
区分	e r 1比率】	上		則として資本増強		
	: 4.5%未満 2.25%			に係る措置を含		
	以上			む)の提出及びそ		
	【Tier1比率】			の実行		
	: 6%未満3%以上					

	【総自己資本比率】			
	: 8%未満4%以上			
第 2	【普通株式等Ti	2%未満1%以	1.5%未満 0.75%以	資本増強に係る合
区分	e r 1比率】	上	上	理的と認められる
	:2.25%未満1.13%			計画の提出・実行、
	以上			配当・役員賞与の
	【Tier1比率】			禁止又はその額の
	: 3%未満 1.5%以			抑制、総資産の圧
	上			縮又は抑制等
	【総自己資本比率】			
	: 4%未満2%以上			
第2	【普通株式等Ti	1%未満0%以	0.75%未満0%以上	自己資本の充実、
区分	e r 1比率】	上		大幅な業務の縮
の2	: 1. 13%未満0%以			小、合併又は銀行
	上			業の廃止等の措置
	【Tier1比率】			のいずれかを選択
	: 1.5%未満0%以			した上当該選択に
	上			係る措置を実施
	【総自己資本比率】			
	: 2%未満0%以上			
第3	【普通株式等Ti	0%未満	0%未満	業務の全部又は一
区分	e r 1比率】			部の停止
	: 0%未満			
	【Tier1比率】			
	: 0%未満			
	【総自己資本比率】			
	: 0%未満			

(注) 海外営業拠点を有しない銀行等をいう。以下同じ。

2. 発動実績

2021 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	O件
信用組合	69 件
系統金融機関	3件
保険会社	1件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

Ⅱ 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨(別紙2参照)

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際統一基準行について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファーの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファー比率」が一定の水準を下回った場合、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである(銀行法第26条第2項等)。

【参考1】資本バッファー比率の算式

資本バッファーに係る普通株式等 T i e r 1 資本の額 リスクアセット額

【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

資本バッファー の充実の状況に 係る区分	 資本バッファー 比率	措置の内容 社外流出制限割合							
		1471 %6四 16712 1671日							
資本バッファー 第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る						
資本バッファー 第2区分	1.875%未満	60%	内容を含む資本バッファ 一比率を回復するための						
資本バッファー 第3区分	1. 25%未満	80%	合理的と認められる改善 計画の提出の求め・実行の 命令						
	0. 625%未満	100%							
資本バッファー	※早期是正措置に		区分に該当する場合、同時						
第4区分	に資本バッファー第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を								
\ \alpha \pi \frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\fracc}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac}\firac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\firac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac}\frac{\frac}\frac{\frac}\frac{\frac}\									
	含む1つの命令を発出することが想定される。								

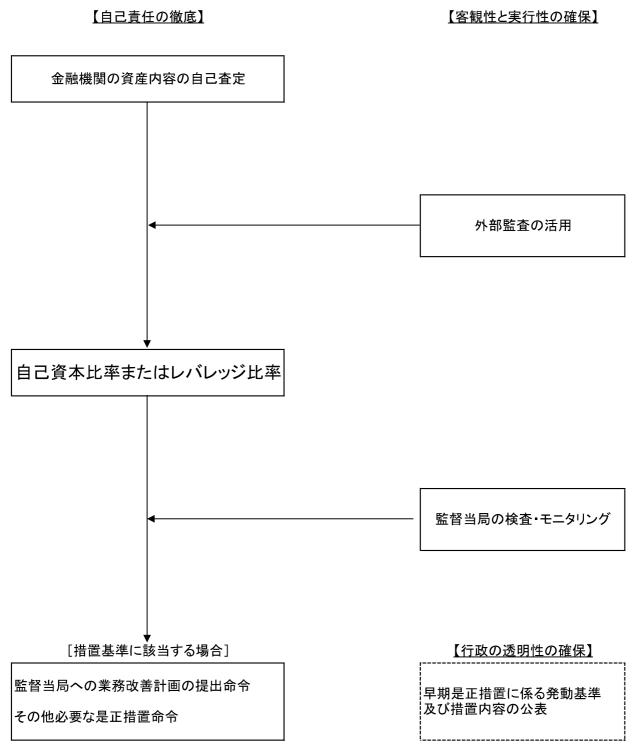
(注)上記の数値は、資本保全バッファー2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンタ

ー・シクリカル・バッファーおよびG-SIBs/D-SIBsバッファーは含んでいない。

2. 発動実績

2021 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

早期是正措置の概念図



【客観的な基準による透明な行政運営の確保】

「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」

★数値はいずれも完全実施べ一スであり、2022年6月時点のもの。 また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、 G-SIBsバッファーとD-SIBsバッファーのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファーの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率					
資本保全バッファー	2.5%					
カウンター・シクリカル・ バッファー	0% (金融庁長官が別に指定した場合は)別に指定した比率					
G-SIBsバッファー	1%~1.5% (FSBが毎年設定)					
D-SIBsバッファー	0.5%~1.5%(金融庁長官が指定)					

システム上の重要性 に応じて毎年対象金 融機関を選定し、水準 設定。

G-SIBs(tFSB

D-SIBsは各国当局 がそれぞれ選定する。

資本保全 バッファー

G-SIBs/D-SIBs

バッファー

カウンター・シクリカル・ バッファー

信用供与の過熱具合 等に応じ、国ごとに水 準設定。

※本邦では0%



バーゼル皿 (最低比率)

バーゼル皿

(最低比率+資本保全バッファー+ G-SIBs/D-SIBs/、「ッファー+カウンター・シクリカル・ハ、ッファー)

最低所要自己資本比率

資本バッファ

(別紙2)

第8節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨(別紙1参照)

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大 な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳 正かつ適切な行政処分(注1)を行っているところである。

2007年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。2008年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ 行政処分の業態別発動状況(別紙2参照)

2021 事務年度における行政処分の業態別発動件数(注2)は、以下の通り。

(① 銀行等	:	4件	【0件】	(注3)
(② 協同組織金融機関	:	O件	【0件】	
(③ 政府系金融機関	:	O件	【0件】	
(④ 金融商品取引業者等	:	18 件	【7件】	
(5 保険会社等	:	3件	【1件】	
(⑥ 貸金業者	:	O件	【0件】	
(⑦ 特定目的会社	:	O件	【0件】	
(⑧ 前払式支払手段発行者	:	O件	【0件】	
(9 資金移動業者	:	O件	【0件】	
(⑩ 暗号資産交換業者	:	O件	【0件】	

- (注1)本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。
- (注2)本節でいう業態の内訳は、銀行等(主要行等(銀行持株会社を含む)、外国銀行支店等、その他銀行(ゆうちょ銀行を含む)、地域銀行(銀行持株会社を含む)、信託会社、銀行代理業者)、協同組織金融機関(信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統)、金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者)、保険会社等(生命保険会社(かんぽ生命を含む)、損害保険会社、保険持株会社、特定保険業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人(特定少額短期保険募集人を除く)、保険仲立人)、である。
- (注3)【 】内の件数は業務停止命令等(本節では、業務停止命令、登録取消し、 許可取消し、認可取消し等をいう)の件数。

金 融 庁

金融上の行政処分について

〇 行政運営の基本的な考え方

- 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な 運用

〇 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

- 1. 事前にルールや解釈を明示
 - 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」として定め、広く周知している。
 - (例1)銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ −3—3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。
 - (例2)保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 II = 3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、II = 3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。
 - ※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。
 - いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

- (注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、平成31年3月31日時点までで64件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。
- (注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点
 - ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
 - ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
 - ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理 人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、 意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。
 - (注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく 処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

• 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事 案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表によ り対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公 表している。

その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

- また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

〇 行政処分の基準

- 1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証 することとしている。
 - ①当該行為の重大性・悪質性
 - ◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が 受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが 組織的なものであったか。

- ◎反社会的勢力との関与の有無 反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。
- ②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
 - ◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
 - ◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者 保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

- 2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、
 - ①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、
 - ②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
 - ③業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

〇 チェック体制等

- 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。

○ 事後のフォローアップ

行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主 眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以 上)

行政処分の件数(2002年4月~2021事務年度)

	2001事務年度 (2002年4月1日 ~6月30日) 2002	事務年度	2003事務年度 2004事	務年度	2005事務年度	2006事務年度	2007事務年度	2008事務年度	2009事務年度 2010事務年	度 2011事務年度	2012事務年度	2013事務年度	2014事務年度	2015事務年度 20	116事務年度	2017事務年度 2018事務年	2019事務年度	2020事務年度	2021事務年度	合 計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2 0) 4	0	0	0	0	0 0	0	4	53
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1 2	2 1	5	0	0	0	0 0	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1 () 1	0	0	0	0	0	3 0	0	0	86
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2 0	0	0	0	0	1	1 0	0	0	63
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1 (0 1	0	0	0	0	0	0 1	0	0	19
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0 (0	1	0	0	0	0	0 0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0	1	1	0 0	0	0	2
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8 4	4 C	0	0	0	0	0	0 0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0 () 2	2 0	0	0	0	0	0 0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 () 2	2 0	1	0	0	0	0 0	0	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0 (–	_	_	_	_		_	_	_	2
暗号資産交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0	0	27	2 0	1	0	30
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	3 33	3 15	6	6	25	1	5	6 5	3	3	450
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2 9	11	8	13	10	6	9 0	2	0	110
投資助言 代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19 2	22	6 12	18	4	9	6	5	8 16	0	2	173
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8 6	8	0	0	2	0	0 2	3	3	65
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2) 2	2 0	1	0	0	0	0 2	0	0	14
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0	1,165	37	32 8	11	10	1,263
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 () 1	0	0	0	0	0	0 0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0 (0	0	0	0	0	0	0 3	0	0	32
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0 (0	0	0	0	0	1	0 0	0	0	61
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0	0	2	0	0	0	1 2	2	3	10
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0 () (0	0	0	0	0	0 2	0	0	3
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0 (0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	4
合 計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	0 58	B 53	49	27	47	1,185	83	62 41	22	25	2,657
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40 3	30 23	3 22	20	8	17	582	24	24 18	6	8	1,100

- (注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。
- (注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。
- (注3)金融商品仲介業者(2007年9月以前は証券仲介業者)の件数は、2004年4月より証券仲介業制度が導入されたため、2004年4月からの計上となっている。
- (注4)少額短期保険業者等の件数は、2006年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、2006年4月からの計上となっている。
- (注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
- (注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。
- (注7)前払式支払手段発行者のうち2010年4月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。
- (注8)資金移動業者の処分件数は、2010年4月より資金決済法が施行されたため、2010年4月からの計上となっている。
- (注9)暗号資産交換業者の処分件数は、2017年4月より改正資金決済法が施行されたため、2017年4月からの計上となっている。
- (注10)第一種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
- (注11)第二種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
- (注12)投資助言・代理業者のうち2007年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
- (注13)投資運用業者のうち2007年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。
- (注14)生命保険会社の件数は、保険持株会社に対する行政処分の件数を含む。

第9節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針 (2013 年8月2日策定)」等に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うこと で、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っ ている。

2022年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(2022年6月30日現在)

		(2022 十07) 00 口如此
指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	銀行業務農林中央金庫業務
2010. 9.15 (2010. 10. 1)	一般社団法人信託協会	手続対象信託業務特定兼営業務
2010. 9.15 (2010.10.1)	一般社団法人生命保険協会	生命保険業務外国生命保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	損害保険業務外国損害保険業務特定損害保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	損害保険業務外国損害保険業務特定損害保険業務保険仲立人保険募集
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険 協会	- 少額短期保険業務
2010. 9.15 (2010. 10. 1)	日本貸金業協会	• 貸金業務
2011. 2.15 (2011. 4. 1)	特定非営利活動法人証券 • 金融商品あっせん相談センター	• 特定第一種金融商品 取引業務

第10節 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

に係る意見、負担感、納得感等」をテーマとして実施した。

- I 意見申出制度(別紙1、2参照)
- Ⅱ 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」等において、検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関へのヒアリング等を通じた外部評価を実施することにしている。2021 事務年度は、「マネロン検査



「意見申出制度」について

目的と趣旨

金融庁では、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施してきましたが、金融検査をはじめとするモニタリングが、オン・オフー体となった継続的な形態に変化していることに対応する観点、本制度の活用の一層の促進を図る観点から、平成30年7月以降、本制度の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大しております。

本制度は、モニタリング職員と被モニタリング金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目がある場合に、被モニタリング金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被モニタリング金融機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

対象となるモニタリング

金融検査に限らず、金融庁、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の実施するすべてのモニタリングが対象となります。

対象項目

モニタリングにおける検証項目のうち、十分に議論を尽くした上でも認識が相違した項目とし、新たな論点及び主張は対象としません。

意見申出期限

意見相違項目の確認を行った日の翌日を起算日として 14 日以内 (期限が土休日に当たる場合は、その翌営業日) を期限とします。

(注) 郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とします。

意見申出書の提出方法

モニタリングの際に確認された意見相違項目について、別紙2に事実関係及び自己の認識を明記し、事実関係等に係る資料のほか、必要に応じ会計監査人等の意見書を添付し、別紙1により代表者名において総合政策局総括審議官宛に提出してください。 なお、主任検査官等又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができ ます。

意見相違項目の審理

意見申出が行われた項目は、モニタリングの検証項目に関する分野から選任した意見申出審理委員を中心に外部の専門家を交えて審理を行います。

審理結果の通知

申出項目の審理結果は、書面(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む)により通知します。

意見申出様式

(別紙1) 意見申出書 (PDF版)(WORD版)

(別紙2) モニタリング金融機関と検査官(モニタリング職員)との認識の相違点 (PDF版)(WORD版)

お問い合わせ先

金融庁総合政策局リスク分析総括課意見申出係 Tel 03-3506-6000(代表)

意見申出実績(検査実施日ベース)

〇 申出機関数

(2022年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
1999~2018 事務年度	23	12	2	5	2	44
2019 事務年度	0	0	0	0	0	0
2020 事務年度	0	0	0	0	0	0
2021 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	23	12	2	5	2	44

第11節 金融モニタリング情報の収集について

I 概要

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集し、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用している。

Ⅱ 情報の収集状況

2021 事務年度の総収集件数は 1,209 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 931 件 (77.0%)、保険会社等に関する情報が 209 件 (17.3%)、暗号資産交換業者や貸金業者等に関する情報が 69 件 (5.7%) であった。